

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会

第4回 宿泊専門委員会



とこまる

三重とこわか国体

第76回国民体育大会 2021年 9月25日(土)~10月5日(火)

ときめいて人 かがやいて未来 2021

三重とこわか大会

第21回全国障害者スポーツ大会 2021年 10月23日(土)~10月25日(月)



令和2年2月 10 日(月)

合同ビル 第3会議室

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 第4回 宿泊専門委員会 次第

日時：令和2年2月10日（月）13時30分～15時00分
会場：合同ビル 4階 第3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 説明・報告事項

- (1) 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会
宿泊専門委員会委員の変更 P 2
- (2) 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 開催準備経過 P 3
- (3) 「いきいき茨城ゆめ国体」「いきいき茨城ゆめ大会」の
宿泊関係業務の概要 P 5
- (4) 第1次配宿シミュレーションの結果について P 9
- (5) 三重とこわか国体・三重とこわか大会 弁当調達要項 P 11

4 審議事項

- (1) 三重とこわか国体 宿泊要項（三重県案）（案） P 17
- (2) 三重とこわか大会 宿泊要項（案） P 22

5 その他

- (1) 輸送・宿泊対策への協力依頼 P 27
- (2) 今後のスケジュール P 29

6 閉 会

【参考資料】

- (1) 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会
宿泊専門委員会委員名簿 P 30

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会

宿泊専門委員会委員の変更

第3回宿泊専門委員会（平成31年2月19日）以降における委員の変更について、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会会則第13条第4項の規定により報告します。

（順不同：敬称略）

選出区分	所属機関・団体・役職名	旧	新
宿泊関係	一般社団法人全国旅行業協会三重県支部 支部長	小西 靖司	渡部 俊郎
	一般社団法人日本旅行業協会中部支部 三重地区委員会 委員長	澤野 幸久	木崎 真樹
県関係	三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課 課長	小見山 幸弘	寺本 久彦

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 開催準備経過
（第３回宿泊専門委員会以降）

年度	月	日	開催準備	主 な 内 容
平成 30 年度	2	19	第３回宿泊専門委員 会の開催	「宿泊料金（三重県案）」（案）、「合同配宿実施方 針」（案）等について審議し、決定
	2	25	第３回式典専門委員 会の開催	「式典基本計画」（最終案）について審議
	3	12	第４回輸送・交通専門 委員会開催	輸送・交通業務における課題について意見交換
	3	18	第１回常任委員会の 開催	「会場地市町における開催施設の変更」（案）、「文 化プログラム実施基本方針」（案）等について審 議し、決定
令和 元 年度	5	17	第13回市町連絡調整 会議開催	「市町独自の企業協賛制度における留意事項」 「生徒・児童の国体行事参加に係る取扱」等につ いて説明
	6	12	第４回式典専門委員 会の開催	「炬火トーチの制作手続き」、「式典専門委員会部 会設置要項」について審議し、決定
	6	13	三重とこわか国体 競技会場の変更等の 決定等	日本スポーツ協会 国体委員会において第76回国 民体育大会の「競技会場の変更（ソフトボール）」、 「宿泊料金」の決定及び「医療救護要項」【国体】 の承認
	6	25	第13回総務企画専門 委員会開催	「競技別リハーサル大会の承認」（案）について 審議、決定し、「会場地市町における開催施設の 変更」（案）について審議
	6	26	第２回全国障害者ス ポーツ大会専門委員 会の開催	「情報保障環境整備基本方針」（案）、「情報支援 ボランティア募集要項」（案）等について審議し、 決定
	7	25	第２回常任委員会の 開催	「会場地市町における開催施設の変更」（案）に ついて審議し、決定
	7	25	第２回総会の開催	「平成30年度事業報告」（案）、「平成30年度収支 決算」（案）等について審議し、決定
	8	27	第５回式典専門委員 会の開催	「式典実施計画」（素案）について審議
	8	29	三重とこわか国体 競技会場等の変更の 決定	日本スポーツ協会 国体委員会において第76回国 民体育大会の「競技会場等の変更（スポーツクラ イミング）」の決定

9	20	第10回広報・県民運動専門委員会の開催	ポスターデザインの選定」(案)、「運営ボランティアの募集」(案)について審議し、決定
10	25	第6回式典専門委員会の開催	「炬火トーチデザイン」について決定
11	18	第14回市町連絡調整会議の開催	「服飾品の基本配色の提示」、「職員のサービスの取扱いに係る補足説明」等について説明
12	17	第7回式典専門委員会の開催	「式典実施計画」(中間案)について審議
1	29	第4回医事・衛生専門委員会の開催	「医療救護要項」(案)【大会】、「医療救護実施要領」(案)等について審議し、決定
2	7	第14回総務企画専門委員会の開催	「総合案内所基本計画」(案)、「文化プログラム実施要項」(案)等について審議、決定し、「実行委員会 専門委員会規程の改正」(案)、「デモンストラーションスポーツ会場地市町における開催施設の変更」(案)について審議

「いきいき茨城ゆめ国体」・「いきいき茨城ゆめ大会」の 宿泊関係業務の概要

1 「いきいき茨城ゆめ国体」・「いきいき茨城ゆめ大会」の開催状況

(1) 会期

○いきいき茨城ゆめ国体（第74回国民体育大会）

会 期：令和元年 9月28日（土）～10月 8日（火）

会期前実施競技：令和元年 9月 7日（土）～ 9月16日（月）

○いきいき茨城ゆめ大会（第19回全国障害者スポーツ大会）

会 期：令和元年10月12日（土）～10月14日（月）

※全日程中止（台風接近による影響を考慮。）

○総合リハーサル

いきいき茨城ゆめ国体：令和元年9月21日（土）

いきいき茨城ゆめ大会：令和元年9月22日（日）

(2) 参加者数 令和元年10月8日現在速報値

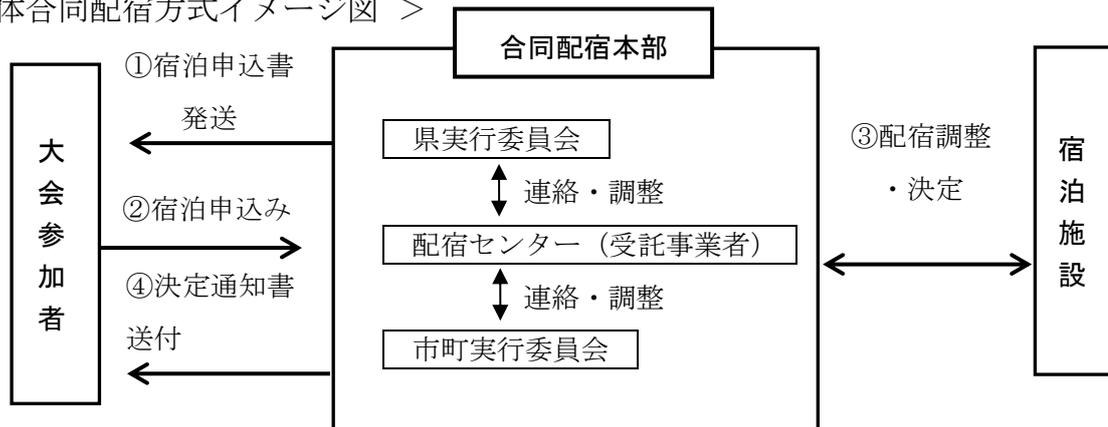
区 分		選手・監督	大会関係者	観覧者	合 計
総合開会式 9/28（土）		4,240	11,372	10,546	26,158
総合閉会式 10/8（火）		1,531	6,042	5,729	13,302
競技会	正式・特別	※競技会の参加者数は、速報値のため 合計のみ記載			660,772
	公開				7,797
	デモスポ				40,758
合 計		—	—	—	748,787

2 配宿業務の実施

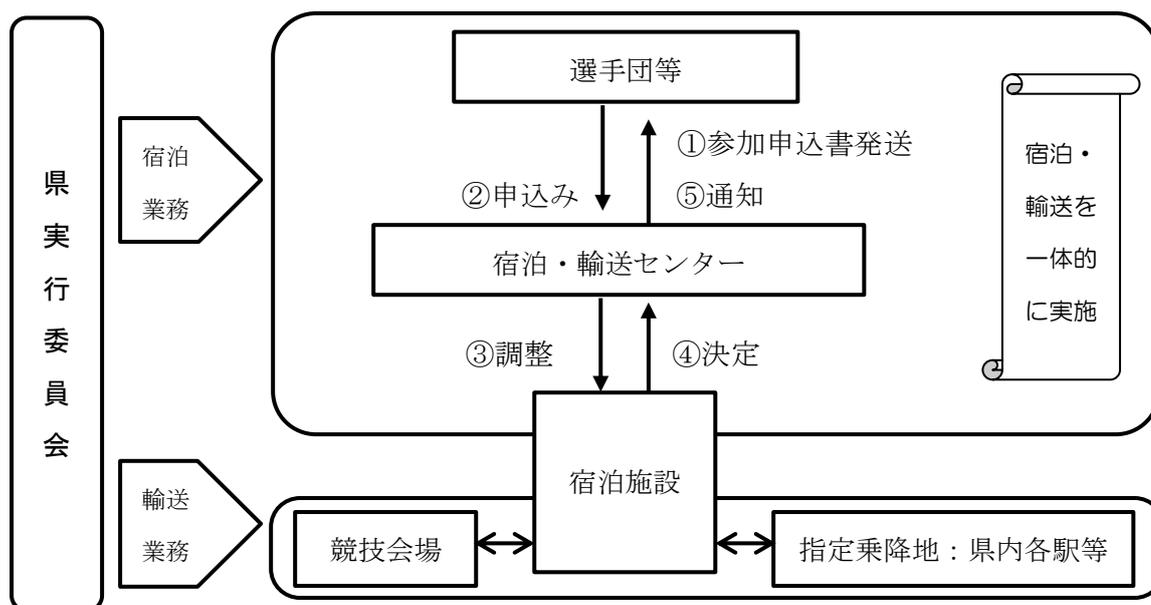
いきいき茨城ゆめ国体では、多様な配宿業務を的確かつ効率的に処理するため県と、会場地市町が合同で設置した合同配宿本部において、宿舍情報を一元的に管理し、一括して配宿を行う合同配宿方式で業務を実施した。

また、いきいき茨城ゆめ大会では、参加する選手団等の宿泊・輸送業務について、計画の策定、情報処理等の一連の業務を円滑かつ効率的に実施するため、宿泊・輸送業務を一体的に実施した。

< 国体合同配宿方式イメージ図 >



< 大会宿泊・輸送業務イメージ図 >



(1) 宿泊施設の確保

いきいき茨城ゆめ国体では、客室提供施設として、県内外 397（県内 378 施設、県外 19 施設）施設を確保した。また、いきいき茨城ゆめ大会では、106 施設を確保した。

(2) 宿泊施設向け説明会の実施

ア 国体・宿泊業務説明会（令和元年 6 月）

宿泊受入に関する全般的な内容の説明を 12 会場 9 日間で実施。317 施設 394 人が参加した。

イ 国体・宿泊精算業務説明会（令和元年 7～8 月）

宿泊終了後の精算業務に関する内容の説明を 12 会場 6 日間で実施。294 施設 365 人が参加した。

ウ 大会・宿泊施設業務説明会（令和元年 6 月）

宿泊受入及び精算の流れの説明、障がいのある方の受け入れ体制の協力依頼など、3 会場 4 日間で実施。80 施設 103 人が参加した。

エ 大会・宿泊施設従事者接遇講習会（令和元年 9 月）

障がいのある方への理解及び受け入れ準備を進める上で必要な内容の説明を 3 会場 4 日間で実施。72 施設 86 人が参加した。

(3) 配宿の実施

いきいき茨城ゆめ国体においては、令和元年 6 月の事前登録から 8 月の本申込を経て、8 月末から 9 月初旬に決定通知を送付。8 月初旬から宿泊日まで宿泊の変更・取消を受け付けし、配宿を実施した。

また、いきいき茨城ゆめ大会では、同様に 6 月から申込受付を開始し、8 月初旬に宿舍の決定通知を送付。さらに部屋割りの作業を経て 8 月末から 9 月初旬に部屋割りの決定通知を送付した。

○国体：配宿実績人数

区 分	会期前競技	本大会競技	合 計
配宿決定時①	18,189	146,680	164,869
実 績 ②	16,396	119,967	136,363
② - ①	▲1,793	▲26,713	▲28,506

※ピークは9月28日(土)の総合開会式で①15,412人②14,578人であった。

○大会：配宿実績人数

区 分	10/10 (木)	10/11 (金)	10/12 (土)	10/13 (日)	10/14 (月)	合計
申込締切時①	5,311	6,532	6,653	6,434	5,771	30,701
実 績 ②	2,448	168	144	97	47	2,904

※台風19号の影響により、10月10日(木)午後2時に大会中止が決定

○大会参加者区分(配宿対象者)

国民体育大会 参加者区分	全国障害者スポーツ大会 参加者区分
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県選手団 (本部役員、選手・監督) ・ 大会役員 ・ 特別招待者 ・ 競技会役員、競技役員 ・ 視察員 ・ その他大会関係者 ・ 報道員 ・ 会場地実行委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選手団 (本部役員、選手・監督、介助者) ・ 大会役員 ・ 特別招待者 ・ 競技役員、技術指導員 ・ 県実施本部員 ・ 視察員 ・ 後催県視察員、実務研修員 ・ 報道員 ・ 大会協力者

3 食事の提供

(1) レシピ集の作成・普及

各県から参加される選手・監督の方々が、最良の状態で活躍できるよう、スポーツ栄養学に基づき栄養面や衛生面に配慮し、「食の王国いばらき」を堪能してもらうことを目的にレシピ集を作成し、宿泊施設、学校等に配付した。

※セットメニュー(朝夕各7セット)を掲載

(2) 弁当の提供

国体及び大会の式典においては、全国から参加する選手・監督、大会役員、招待者、式典出演者等に茨城県の特産品や郷土料理を取り入れた「式典弁当」を作成し、提供した。また、各式典会場及び大会の競技会場のスタッフに「一般弁当」を提供した。

大会の競技会場においては、選手・監督に「競技会弁当」も提供された。



《 「式典弁当」のおしながき 》

< 国体・大会弁当の発注数 >

(単位：個)

	日 程	発注数
国 体	式典総合リハ(9/21)	6,220
	総合開会式(9/28)	12,852
	総合閉会式(10/8)	3,895
	国体小計①	22,967
大 会	式典リハ(9/22)	3,250
	公式練習(10/11)	8,573
	開会式・競技1日目(10/12)	18,401
	競技2日目(10/13)	12,276
	閉会式・競技3日目(10/14)	13,790
	大会小計②	56,290
	合 計	79,257

※国体競技会場は、会場地市町が担当

第１次配宿シミュレーションの結果について

宿泊施設の充足状況の把握、配宿計画の策定に資することを目的として、委託（※）業務内において配宿シミュレーションを実施した。

※三重とこわか国体・三重とこわか大会 配宿業務委託

受託者：J K M共同企業体

代表構成員：株式会社 J T B 三重支店

構成員：株式会社近畿日本ツーリスト中部 津支店

構成員：三重交通株式会社 旅行営業部

1 会場地市町別の充足状況

（１）宿泊施設・収容人数及び見込み数

宿泊施設及び収容人数については、平成 30 年度に実施した「三重とこわか国体宿泊施設状況調査」の結果を基に算出した。また、収容見込数については、会場地市町における収容人数合計の 60%提供想定として設定した。

（２）1日最大宿泊想定人数

競技会役員・競技役員については、会場地市町への競技団体本部宿舍等に係るヒアリングの報告人数を基に日別の宿泊想定人数を設定した。また、選手・監督については、先催県の配宿決定時等を参考とし、同様に宿泊想定人数を設定した。

上記により、各会場地市町における1日最大宿泊想定人数を算出した。

市町	宿泊施設	① 収容 人数	② 収容 見込数 (①の 60%)	③ 1日最大 宿泊想定 人数	過不足 状況 (②－③)	充足率 (②／③)
津市	38	4,546	2,727	3,853	▲ 1,126	70.78%
四日市市	29	3,854	2,312	2,546	▲ 234	90.81%
伊勢市	42	4,482	2,689	3,363	▲ 674	79.96%
松阪市 多気町	18	1,792	1,075	778	297	138.17%
桑名市	14	2,766	1,659	340	1,319	487.94%
鈴鹿市	18	2,653	1,591	2,299	▲ 708	69.20%
名張市	13	1,120	672	1,024	▲ 352	65.63%
亀山市	10	1,463	877	544	333	161.21%
鳥羽市	88	10,490	6,294	498	5,796	1263.86%
熊野市	15	970	582	313	269	185.94%
いなべ市	3	109	65	279	▲ 214	23.30%

市町	宿泊施設	① 収容 人数	② 収容 見込数 (①の60%)	③ 1日最大 宿泊想定 人数	過不足 状況 (②-③)	充足率 (②/③)
志摩市	95	8,505	5,103	949	4,154	537.72%
伊賀市	15	1,766	1,059	1,074	▲ 15	98.60%
菰野町	15	1,542	925	396	529	233.59%
明和町	0	0	0	265	▲ 265	0.00%
大台町	6	140	84	1,077	▲ 993	7.80%
紀北町	9	615	369	277	92	133.21%

2 配宿シミュレーションの現状と課題

今回の配宿シミュレーションでは、宿泊施設の最大収容人数をベースとし、会場地市町で実施される競技の競技会役員・競技役員及び選手・監督の収容が可能かどうかのシミュレーションを行った。

客室タイプ希望や都道府県チームごとの配宿想定人数等の配宿条件を考慮すると、利用できる宿泊施設が限られ、これら宿泊施設の収容率が高くなった。また、宿泊施設が少ない会場地市町においては、近隣の市町の宿泊施設の利用（広域配宿）も想定され、市町間の調整が必要となっている。

今後は、競技会場との距離や配宿条件の整理を踏まえ、より精査を進めた配宿シミュレーションの作成を行うとともに、提供客室数の確保を進める必要がある。

三重とこわか国体・三重とこわか大会弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、第76回国民体育大会「三重とこわか国体」及び第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」に参加する選手・役員等の大会参加者（以下「大会参加者」という。）に提供する昼食弁当（以下「弁当」という。）の調達について必要な事項を定めるものとする。

2 実施区分

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）は、次の区分における弁当調達業務を実施する。

(1) 県実行委員会

- ア 三重とこわか国体 総合開・閉会式会場
- イ 三重とこわか大会 開・閉会式会場及び競技会場

(2) 市町実行委員会

- ア 三重とこわか国体 競技会場

3 弁当調製施設の選定

- (1) 県実行委員会は、三重県医療保健部食品安全課（以下「食品安全課」という。）、県保健所及び四日市市健康福祉部衛生指導課（以下「四日市市保健所」という。）の協力を得て、別紙「弁当調製施設選定基準」を満たす弁当調製施設を選定する。
- (2) 市町実行委員会は、別紙に準じて、必要な基準等について別途定め、弁当調製施設を選定する。
- (3) 県実行委員会及び市町実行委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

4 選定した弁当調製施設の報告

- (1) 市町実行委員会は、選定した弁当調製施設を「三重とこわか国体・三重とこわか大会弁当調製施設名簿」（第1号様式）により令和2年9月末日までに県実行委員会に報告する。
- (2) 県実行委員会は、自ら選定した弁当調製施設及び市町実行委員会から報告のあった弁当調製施設を取りまとめ、第1号様式により食品安全課及び四日市市保健所に提出する。
- (3) 県実行委員会及び市町実行委員会は、(1)及び(2)の報告後においても必要と認められる場合は、追加して弁当調製施設を選定することができる。その場合、県実行委員会及び市町実行委員会は、それぞれ(1)及び(2)の報告を速やかに行う。
- (4) 食品安全課は、報告のあった弁当調製施設が県外に所在する場合は、施設を所管する都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）に、

食品衛生指導の実施及び報告を依頼する。

ただし、四日市市内の競技会場に提供する弁当調製施設については、食品安全課と四日市市保健所で協議の上、いずれかから依頼する。

5 弁当調製施設の選定の取消

(1) 県実行委員会及び市町実行委員会は、上記3(1)(2)により選定した弁当調製施設が、次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取り消すことができる。

ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令又は指導に速やかに従わないとき。

イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。

ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。

エ その他、当該弁当調製施設を選定した県実行委員会又は市町実行委員会が当該施設を不相当と認めたとき。

(2) 市町実行委員会が選定を取り消したときは、速やかに県実行委員会に報告し、選定取り消しの報告を受けた県実行委員会は、速やかに食品安全課及び四日市市保健所に報告する。

(3) 県実行委員会が選定を取り消したときは、速やかに食品安全課及び四日市市保健所に報告する。

(4) 食品安全課は、県実行委員会又は市町実行委員会が選定の取り消しを報告した弁当調製施設が県外に所在する場合は、その旨を当該都道府県等に通知する。

ただし、四日市市内の競技会場に提供する弁当調製施設については、食品安全課と四日市市保健所で協議の上、いずれかから依頼する。

6 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金

(1) 斡旋弁当（大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。）及び支給弁当（県実行委員会又は市町実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。）を提供する大会参加者は、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ定める。

(2) 斡旋弁当及び支給弁当の料金は、お茶を含めて900円以内（税抜）とし、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ定める。

7 弁当の申込み及び発注

(1) 斡旋又は支給を行う弁当の申込み、受付及び発注等の手続きについては、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ定める方法により行うものとする。

(2) 申込み受付後の変更及び取消は原則として認めないこととする。

(3) 県実行委員会及び市町実行委員会は、申込みを受け付けた斡旋弁当及び支給弁当の個数を取りまとめ、弁当調製施設へ発注する。

8 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、大会終了後、県実行委員会及び市町実行委員会が別に定める方法により精算する。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項については、県実行委員会又は市町実行委員会がそれぞれ弁当調製施設や食品安全課及び保健所等と協議の上、別に定めるものとする。
- (2) 市町実行委員会を組織していない市町にあつては、「市町実行委員会」を「会場地市町」に読み替える。
- (3) この要項は、リハーサル大会、総合開・閉会式リハーサル等における弁当の調達に準用するものとする。

弁当調製施設選定基準

県実行委員会は、弁当調製施設を以下の選定基準を満たす施設の中から選定する。

1 施設の立地条件

三重県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。

ただし、三重県内の弁当調製施設だけで必要な食数が確保ができない場合は、三重県外に所在する弁当調製施設も対象とする。

2 衛生管理体制

(1) 平成 30 年 9 月 1 日以降に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。

(2) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成 9 年 3 月 24 日付衛食第 85 号)等 HACCP の概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。

(3) 検食は、原材料及び調理済み食品毎に 50 g 程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して、-20℃以下で 2 週間以上保存できること。

(4) 調理従事者(食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって、臨時職員を含む。)の全員に対し、令和 3 年 6 月以降に、検便検査(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの)の実施が可能であること。

なお、検便検査項目にはノロウイルス(抗原検査)も含めることが望ましい。

(5) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票(平成 16 年 4 月 1 日付食安発第 0401001 号)(令和元年度若しくは令和 2 年度に発行のもの)における評価が 80 点以上である等、保健所の監視により一定以上の衛生管理ができていることが確認されていること。

(6) 死亡後遺障害補償額が、1 事故 1 億円以上の食品賠償保険等に加入していること、若しくは国体・大会開催期間中参加できること。

3 弁当調製能力

(1) 国体総合開・閉会式会場においては、1 回あたりの提供可能数が最大 500 食以上であること。ただし、県実行委員会が別に定める場合は除く。

(2) 第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。

4 対応能力

(1) 申出のあった提供可能数が、調製施設の大きさ、従事者数等に見合ったものであること。

(2) 県実行委員会が定める食材及び献立内容で調製ができること。

- (3) 県実行委員会が定める弁当料金による調製ができること。
- (4) 県実行委員会が指定する容器、包装紙等の使用ができること。
- (5) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルギー、原料米の産地等の表示を含む。）
 - ウ 添加物（アレルギーを含む。）
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他県実行委員会が指示する表示
- (6) 必要に応じてサンプル弁当の提出ができること。
- (7) 弁当の付属品の、お茶・割り箸・つま楊枝・お手拭き・お品書き・持ち運び用のビニール袋の提供については、県実行委員会の指示に沿った内容での提供ができること。
- (8) 国体総合開・閉会式及び大会開・閉会式（以下「開・閉会式」という。）、競技会等の運営にあわせた搬入及び喫食後の弁当容器の回収ができること。
 - ア 県実行委員会が指定した時刻・場所に、適切な温度管理（10℃以下）のできる方法（冷蔵車の利用等）にて、衛生的な運搬ができるとともに、配布終了まで会場内に待機し、弁当の適切な保管ができること。
 - イ 弁当は、通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包しての納入ができること。
 - ウ 弁当容器の回収にあたっては、県実行委員会が指定する時刻・方法による回収ができること。
- (9) 荒天等により、開・閉会式及び競技会等が変更又は開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、県実行委員会の指示に基づく対応ができること。

三重とこわか国体・三重とこわか大会 弁当調製施設名簿

県実行委員会 へ

年 月 日
実行委員会

番号	調製施設名称	営業者の 氏名（法人名）	調製施設所在地 （電話・FAX）	1回あたりの弁当調製能力（食）					備考
				最大	通常	国体・大会提供可能数			
						平日	土曜	日曜	

三重とこわか国体 宿泊要項(三重県案) (案)

1 趣旨

この要項は、「第76回国民体育大会宿泊基本計画」に基づき、第76回国民体育大会「三重とこわか国体」における正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員(以下「大会参加者」という。)の宿泊等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 宿舍

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として、会場地市町内の旅館等(旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情を踏まえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等及び県内外の近隣市町の旅館等(以下、上記(1)と合わせ「宿舍」という。)を利用する。ただし、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等の利用は、選手・監督に限る。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等に支障があると認められる宿舍は利用しない。

3 配宿

- (1) 配宿に係る業務は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会(以下「県実行委員会」という。)及び正式競技・特別競技の会場地市町実行委員会(以下「市町実行委員会」という。)が設置する合同配宿本部が実施する。
- (2) 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮する。
- (3) 選手・監督の配宿は、安全かつ十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため、以下のことに配慮する。
 - ア 都道府県、競技、競技種別及び男女の別を考慮する。
 - イ 原則として、都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員、視察員、報道員等とは別にする。
- (4) 競技会役員及び競技役員の配宿は、できる限り同一、又は近隣の宿舍とする。
- (5) 和室の場合は、1人につき3.3㎡(2畳)以上、洋室の場合は、1人につきベッド1台、和洋室の場合は、上記を併せた条件で配宿する。

4 宿泊申込手続き

(1) 宿泊申込代表者

合同配宿本部は、大会参加者の区分ごとに、それぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者(以下「宿泊申込代表者」という。)を指定する。宿泊申込代表者は、当該区分に定める者の宿泊申込について、最終的な責任を負う。

(2) 宿泊責任者

宿泊申込代表者は、宿泊日が同一のグループ又は行動をともにするグループごとに、

宿舎との間で必要な事務処理にあたる者（以下「宿泊責任者」という。）を指名する。

(3) 宿泊申込人員

選手・監督及び都道府県選手団本部役員（以下「選手団」という。）の宿泊申込人員については、以下に示す人数を超える宿泊申込は認めない。

ア 選手・監督にあつては、種別（種目）別の参加人数

イ 都道府県選手団本部役員にあつては、編成人数

なお、上記の人数については、第76回国民体育大会実施要項（以下「実施要項」という。）で定められた人数とする。

(4) 宿泊申込

ア 大会参加者の宿泊申込は、合同配宿本部が定める宿泊申込書により、宿泊申込代表者が、インターネットを利用して合同配宿本部に行くものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる宿泊申込が困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、宿泊申込の効力の発生は、インターネットについては受信した時点、ファクシミリ及び郵便については到達した時点とする。

イ インターネット等による宿泊申込は、合同配宿本部が定める申込期限までに行うものとする。

ウ 選手団については、宿泊申込が申込期限までに行われない場合、実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

(5) 宿舎の決定

宿泊申込のあった大会参加者の宿舎は、合同配宿本部が、決定する。

(6) 宿泊の変更及び取消

ア 入宿前の変更及び取消については、宿泊申込代表者が、インターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行くものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消が困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により、速やかに合同配宿本部に行くことを認めるものとし、この場合も、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、変更及び取消の効力の発生は、インターネットについては受信した時点、ファクシミリ及び郵便については到達した時点とする。

イ 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった時点とする。宿舎は、変更及び取消を受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

ウ 合同配宿本部が決定（指定）する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

エ 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消については、限られた宿舎を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、公益財団法人日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において、報告する。

5 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

※食事提供対策等を行い、1 泊 2 食の食事提供ができない宿舎に配宿を行うこともある。

(2) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、以下の期間とする。

ア 令和 3 年 8 月 31 日(火)15 時から令和 3 年 9 月 13 日(月)10 時まで

イ 令和 3 年 9 月 21 日(火)15 時から令和 3 年 10 月 6 日(水)10 時まで

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の 4 日前の 15 時から競技終了日翌日の 10 時までとする。

(3) 宿泊料金

宿泊料金は、下記の宿泊料金の範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この宿泊料金の範囲を超えることがある。

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
大会参加者	税抜	4,500 円～15,000 円	3,150 円～10,500 円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	税込 (10%)	4,950 円～16,500 円	3,465 円～11,550 円	

※ 1 泊 2 食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

※素泊まりの宿泊料金は、1 泊 2 食料金の 70%相当額とする。

(4) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿舎からの要請により、宿泊者が公衆浴場等を利用した時は、当該宿舎が入浴料を負担する。

(7) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の 12 時までに申し出た場合に限ることとし、以下に示すとおりとする。ただし、当日の競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議のうえ、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金(1 泊 2 食料金)から 20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金(1泊2食料金)から10%を控除した額とする。

区分	消費税	宿泊料金	
		夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
大会 参加者	税抜	3,600円～12,000円	4,050円～13,500円
	税込 (10%)	3,960円～13,200円	4,455円～14,850円

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(9) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金の100%	

(注)・荒天、天災等(以下「荒天等」という。)による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な日の宿泊取消料は、宿舎と協議して決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めに関わらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

申出区分	宿泊取消料	備考
競技会会期の短縮決定の当日又は競技敗退の当日	宿泊料金の100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。
競技会会期の短縮決定の翌日以降又は競技敗退の翌日以降	不要	

ウ 宿泊の申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の宿泊取消料は、上記ア、イの定めに関わらず、宿泊料金の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が、当該宿舎へ直接支払うものとする。宿泊責任

者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

6 食事

- (1) 宿舎等で提供する食事については、食材の管理、肉類や魚介類の加熱調理、調理器具の消毒を徹底するなど、食品衛生対策を実施し、提供するものとする。また、三重県内の特産品を活用したり、三重県内に伝わる郷土料理を取り入れたり、栄養バランスのよい食事内容としたりするなど配慮する。
- (2) 昼食弁当については、大会参加者の希望により、県実行委員会又は市町実行委員会が別に定める方法により、斡旋するものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	昼食弁当料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	900 円以内

※消費税等については、開催時の税率を適用するものとする。

7 宿泊に係る苦情・紛議の処理

宿泊に係る大会参加者からの苦情や紛議が生じた時は、次により解決する。

- (1) 宿舎は、速やかに宿泊責任者との間で解決を図る。
- (2) 合同配宿本部は、当事者で解決することが困難な場合、調停及びあっせんを行う。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、配宿業務の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) 報道員及びその他関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
- (3) 会場地市町実行委員会を組織していない市町にあっては、「市町実行委員会」を「会場地市町」に読み替える。

三重とこわか大会 宿泊要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第 21 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針」に基づき、第 21 回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」に参加する選手、監督、役員、介助員（以下「選手団」という。）、大会役員、特別招待者、競技役員、競技補助員、実施本部員、ボランティア、視察員、報道員及びその他大会運営に参加する者で、実行委員会が宿泊を必要と認めた者（以下、選手団と合わせ「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 宿舍

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として、旅館等（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下「宿舍」という。）を利用する。
- (2) 風紀上、衛生上及び安全対策上等に支障があると認められる宿舍は利用しない。

3 配宿

- (1) 配宿に係る業務は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が実施する。
- (2) 大会参加者の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮する。
- (3) 選手・監督の配宿は、安全かつ十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため、以下のことに配慮する。
 - ア 個人競技に参加する選手については、選手団ごとに同一の宿舍に配宿する。ただし、選手団の規模や宿舍の状況によっては、選手団を障害種別ごとに分けて配宿する。
 - イ 団体競技に参加する選手については、都道府県・指定都市チームごとに同一の宿舍に配宿する。
 - ウ 障がいの特性に応じた客室形式や設備を有する宿舍に配宿する。
 - エ 原則として、大会役員、競技役員、視察員、報道員等とは別にする。

4 宿泊申込手続き

(1) 宿泊申込代表者

県実行委員会は、大会参加者の区分ごとに、それぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者（以下「宿泊申込代表者」という。）を指定する。宿泊申込代表者は、当該区分に定める者の宿泊申込について、最終的な責任を負う。

(2) 宿泊責任者

宿泊申込代表者は、宿泊日が同一のグループ又は行動をともにするグループごとに、

宿舎との間で必要な事務処理にあたる者（以下「宿泊責任者」という。）を指名する。

(3) 宿泊申込

ア 大会参加者の宿泊申込は、県実行委員会が定める宿泊申込書により、宿泊申込代表者が、インターネットを利用して行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる宿泊申込が困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、速やかに県実行委員会へ連絡するものとする。

なお、宿泊申込の効力の発生は、インターネットについては受信した時点、ファクシミリ及び郵便については到達した時点とする。

イ インターネット等による宿泊申込は、県実行委員会が定める申込期限までに行うものとする。

(4) 宿舎の決定

宿泊申込のあった大会参加者の宿舎は、県実行委員会が、決定する。

(5) 宿泊の変更及び取消

ア 入宿前の変更及び取消については、宿泊申込代表者が、インターネットを利用して速やかに県実行委員会に行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消が困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により、速やかに県実行委員会に行うことを認めるものとし、この場合も、速やかに県実行委員会へ連絡するものとする。

なお、変更及び取消の効力の発生は、インターネットについては受信した時点、ファクシミリ及び郵便については到達した時点とする。

イ 入宿後にあっては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった時点とする。ただし、選手団以外の大会参加者にあつては、宿泊者本人が申し出ることも可とする。

ウ 県実行委員会が決定(指定)する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

エ 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消については、限られた宿舎を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情のない限り認めない。

5 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

(2) 宿泊料金等の適用期間

令和3年10月21日(火)15時から令和3年10月26日(月)10時まで

(3) 宿泊料金

宿泊料金は、下記の宿泊料金の範囲内とする。(第76回国民体育大会宿泊料金を参考に設定)

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
選手団	税抜	4,500円～15,000円	3,150円～10,500円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	税込 (10%)	4,950円～16,500円	3,465円～11,550円	
選手団以外	実勢料金を基本とし、別途、県実行委員会が定める額			

※選手団における1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

※素泊まりの宿泊料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(4) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の12時までに申し出た場合に限ることとし、以下に示すとおりとする。ただし、当日の競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議のうえ、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金(1泊2食料金)から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金(1泊2食料金)から10%を控除した額とする。

区分	消費税	宿泊料金	
		夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
選手団	税抜	3,600円～12,000円	4,050円～13,500円
	税込 (10%)	3,960円～13,200円	4,455円～14,850円
選手団以外	5 (3) 選手団以外の宿泊料金から、欠食控除を適用した額		

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等の精算については、次のとおりとする。

なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該施設が定める方法により精算する。

区分	精算方法	精算期日
選手団	県実行委員会を介した請求書払い	県実行委員会が定める期日
選手団以外	現地にて精算。原則として現金払いとするが、別途、当該宿舎が定める方法も可	退宿時

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金の100%	

(注)・荒天、天災等(以下「荒天等」という。)による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な日の宿泊取消料は、宿舎と協議して決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

イ 宿泊の申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の宿泊取消料は、上記アの定めに関わらず、宿泊料金の全額とする。

ウ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が、当該宿舎へ直接支払うものとする。宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

6 仮設物の設置

障がい者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する場合は、当該宿舎と協議のうえ、県実行委員会が設置する。

7 食事

(1) 宿舎等で提供する食事については、食材の管理、肉類や魚介類の加熱調理、調理器具

の消毒を徹底するなど、食品衛生対策を実施し、提供するものとする。また、三重県内の特産品を活用したり、三重県内に伝わる郷土料理を取り入れたり、栄養バランスのよい食事内容としたりするなど配慮する。

- (2) 昼食弁当については、大会参加者の希望により、県実行委員会が別に定める方法により、斡旋するものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	昼食弁当料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	900 円以内

※消費税等については、開催時の税率を適用するものとする。

8 宿泊に係る苦情・紛議の処理

宿泊に係る大会参加者からの苦情や紛議が生じた時は、次により解決する。

- (1) 宿舎は、速やかに宿泊責任者との間で解決を図る。
(2) 県実行委員会は、当事者で解決することが困難な場合、調停及びあっせんを行う。

9 その他

- (1) 宿舎での介助（食事、入浴等に特別な介助を要するもの）については、所属する選手団等の責任において、その者の介助を行うものとする。
(2) この要項に定めるもののほか、配宿業務の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

三重とこわか国体・三重とこわか大会開催期間中における 参加者等の輸送・宿泊対策への協力依頼について

令和３年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて、今年度、当課では兩大会にかかる輸送実施計画と宿泊計画を策定しているところですが、このことに関し、市町、国、関係企業等へ下記のとおり協力を依頼しました。

記

1 依頼内容

○下記依頼期間における①～③の実施について、時期を変更するなど最大限のご配慮を依頼しました（ただし、依頼先によって①のみ、または②及び③のみの依頼もあり）。

①道路工事

②貸切バスを使用する行事

③宿泊をとまなう規模のイベント

<依頼期間（開催前後の移動日も含む）>

国体会期前実施競技	令和３年 ９月 ３日（金）	～	令和３年 ９月 12日（日）
三重とこわか国体	令和３年 ９月 24日（金）	～	令和３年 10月 ５日（火）
三重とこわか大会	令和３年 10月 21日（木）	～	令和３年 10月 26日（火）

〔参考〕

（１）開催期間

国体会期前実施競技	令和３年 ９月 ４日（土）	～	令和３年 ９月 12日（日）
三重とこわか国体	令和３年 ９月 25日（土）	～	令和３年 10月 ５日（火）
三重とこわか大会	令和３年 10月 23日（土）	～	令和３年 10月 25日（月）

（２）開・閉会式会場

三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場（三重県伊勢市宇治館町 510 番地）

（３）競技会場

別紙（競技会場一覧）のとおり

競技会場一覧

1 三重とわか国体

(1) 本会期

市町	競技/種目	会場	市町	競技/種目	会場	
津市	バレーボール	6人制	鈴鹿市	サッカー	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場	
		ビーチバレーボール		津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)	ハンドボール	AGF鈴鹿体育館
				津市安濃中央総合公園内体育館	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 体育館	
	バスケットボール	津市芸濃総合文化センター内アリーナ		ソフトテニス	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 庭球場	
		津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)		軟式野球	石垣池公園野球場	
		津市安濃中央総合公園内体育館		馬術	三重県馬術競技場	
	レスリング	津市芸濃総合文化センター内アリーナ		ラグビーフットボール	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場	
	セーリング	津市産業・スポーツセンター(メッセウイング・みえ)		ゴルフ	鈴峰ゴルフ倶楽部	
	柔道	津ヨットハーバー		名張市	ホッケー	メイハンフィールド 名張市民ホッケー場
	ライフル射撃	50mライフル			軟式野球	メイハンスタジアム(名張市民野球場)
		10mエア・ライフル			弓道	近的
		10mエア・ピストル		遠的		名張中央公園特設遠的弓道場
		ビーム・ライフル		ウエイトリフティング	西野公園体育館	
		ビーム・ピストル		軟式野球	西野公園野球場	
センターファイアピストル	三重県警察学校射撃場	鳥羽市	フェンシング	鳥羽市民体育館		
なぎなた	津市久居体育館	熊野市	ソフトボール	山崎運動公園くまのスタジアム 熊野スカイパーク球場		
ボウリング	津グランドボウル		ラグビーフットボール	山崎運動公園 多目的グラウンド		
高等学校野球(硬式)	津球場公園内野球場	いなべ市	ハンドボール	員弁運動公園体育館 いなべ市立北勢中学校体育館		
四日市市	サッカー		四日市市中央陸上競技場、フットボール場 ほか	自転車	ロード・レース	いなべ市特設ロードレースコース
	テニス		四日市市テニスセンター、四日市ドーム	志摩市	ボクシング	阿児アリーナ
	自転車	トラック・レース	ソフトボール		長沢野球場 長沢多目的広場	
	軟式野球	四日市市霞ヶ浦第1野球場 四日市市霞ヶ浦第3野球場(仮称)	トライアスロン		志摩市浜島海浜公園特設会場	
	カヌー	カヌースプリント	伊賀市	サッカー	上野運動公園競技場	
	空手道	四日市市総合体育館	ハンドボール	三重県立ゆめドームうえの		
	ゴルフ	四日市カンツリー倶楽部	軟式野球	上野運動公園野球場		
伊勢市	陸上競技	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場	剣道	三重県立ゆめドームうえの		
	サッカー	伊勢フットボールヴィレッジ	クレー射撃	三重県上野射撃場		
	卓球	三重県営サンアリーナ	菰野町	スポーツ ライミング	リード	菰野町体育センター南側グラウンド
	相撲	三重交通G スポーツの杜 伊勢 体育館		ボルダリング	菰野町体育センター	
	バドミントン	三重県営サンアリーナ	明和町	ソフトボール	明和町総合グラウンド、明和中学校第2グラウンド	
高等学校野球(硬式)	ダイムスタジアム伊勢	大台町	ボート	奥伊勢湖漕艇場		
松阪市	アーチェリー	松阪市総合運動公園芝生広場	紀北町	ソフトボール	赤羽公園野球場 赤羽公園多目的グラウンド	
	高等学校野球(軟式)	三重県営松阪野球場				
松阪市・多気町	カヌー	スラローム ワイルドウォーター	櫛田川特設カヌー競技場			
桑名市	ゴルフ	桑名カントリー倶楽部				

(2) 会期前競技

市町	競技/種目	会場
四日市市	体操	四日市市総合体育館
鈴鹿市	水泳	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場
尾鷲市	水泳	尾鷲市三木里海水浴場

2 三重とわか大会

市町	競技/種目	会場	市町	競技/種目	会場	
津市	バスケットボール(知)	津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)	松阪市	アーチェリー(身)	松阪市総合運動公園芝生広場	
	車いすバスケットボール(身)		鈴鹿市	水泳(身・知)	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
	バレーボール(精)		津市安濃中央総合公園内体育館	鈴鹿市	サッカー(知)	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場
	ボウリング(知)		津グランドボウル	志摩市	フットベースボール(知)	長沢野球場、長沢多目的広場
四日市市	バレーボール(身・知)	四日市市総合体育館	明和町	グランドソフトボール(身)	明和中学校第2グラウンド	
伊勢市	陸上競技(身・知)	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場	紀北町	ソフトボール(知)	赤羽公園野球場、赤羽公園多目的グラウンド	
	卓球(身・知・精)	三重県営サンアリーナ	東員町	フライングディスク(身・知)	東員町スポーツ公園陸上競技場	
	※サウンドテーブルテニス(身)を含む					
	ポッチャ(身)	三重県営サンアリーナ				

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会

宿泊専門委員会 名簿

○委員長

令和2年2月10日現在

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
宿泊関係	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	木村 圭仁朗

○副委員長

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
食事関係	一般社団法人三重県調理師連合会会長	伊藤 隆明

○委員

(敬称略、順不同)

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
宿泊関係	公益社団法人三重県観光連盟 専務理事	宮田 憲一
	一般社団法人全国旅行業協会三重県支部 支部長	渡部 俊郎
	一般社団法人日本旅行業協会中部支部 三重地区委員会 委員長	木崎 真樹
食事関係	公益社団法人三重県栄養士会 会長	井後 福美
県関係	三重県医療保健部食品安全課 課長	中井 康博
	三重県子ども・福祉部障がい福祉課 課長	森岡 賢治
	三重県農林水産部フードイノベーション課 課長	竹田 久夫
	三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課 課長	寺本 久彦